

様式1 (その1)

① 個人番号（マイナンバー）提出者用

年 月 日

大阪府教育長 様

大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金

受給資格認定申請書（初回時）（次の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。）

☐

大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金（以下「専攻科支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。

☐

専攻科支援金の受給資格の認定を申請しません。（申請しない場合も提出してください。）

【申請しない場合の理由】

☐

所得基準（課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額の合算額51,300円未満）超過のため

☐

その他

※申請しない場合は、

収入状況届出書（2回目以降）

☐

既に受給資格認定を受けているため、専攻科支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

（次の事項を必ず確認の上、両方の□にレ印を付けてください。）

☐

この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。

☐

この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、専攻科支援金の支給をさせた場合は、大阪府の求めに従いその全額を即時返還することを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな			
生徒の氏名	姓	名	

生徒の生年月日	西暦	年	月	日
生徒の住所	〒 都道府県市区町村			
保護者等の電話番号				
生徒が在学する学校の名称	大阪暁光高等学校			

【1. 高等学校等専攻科の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は、専攻科支援金の受給資格認定の申請ができません。

- ・高等学校等専攻科を修了した者
- ・高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月（特別支援学校専攻科は36月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって、都道府県が必要と認めるものについては、当該修業年限）を超えた者（ただし、専攻科支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校等専攻科の在学期間	学校名 私 立 大阪暁光高等学校 (修業年限： 2 年)	年 月 日 ～ (うち支給停止期間等) 年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科 看護専攻科
②過去に別の高等学校等専攻科に在学していた期間	学校名 立 (修業年限： 年)	年 月 日 ～ 年 月 日 (うち支給停止期間等) 年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科

【2. 保護者等の収入の状況について】

申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等（個人番号カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）については次のとおりです。（次の①から⑤までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します。

①	☐	親権者(両親)2名分 (成人に達する日以前の日ににおいて生徒等の保護者であった者が主たる生計維持者となる場合を含む。)
②	☐	親権者1名分 ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合 等 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④又は⑤のいずれかの□にレ印を付けてください。)
③	☐	未成年後見人 ☐ 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 親権者又は未成年後見人が存在しない場合 等 (成人に達する日以前の日ににおいて生徒等の保護者であった者が主たる生計維持者となる場合は①) ※生徒本人の健康保険証の写しを提出してください。(被保険者等記号、番号は黒塗りしてください。)
⑤	☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等 ※生徒本人の健康保険証の写しを提出してください。(被保険者等記号、番号は黒塗りしてください。)

個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(⑥にレ印を付けた場合は不要です。)

※個人番号カード(写)等貼付台紙の順番とそろえてください。

保護者等① 氏名 (ふりがな)	生徒との続柄	保護者等② 氏名 (ふりがな)	生徒との続柄
	父		母
	上記以外→		上記以外→
生年月日(西暦) 年 月 日		生年月日(西暦) 年 月 日	

上記保護者等の 年1月1日現在の市区町村までの住所
(年1月1日現在に海外に居住していた等、日本国内に住所を有していない場合には、□にレ印を付けてください。)
※日本国内に住所を有していない場合は、補助の対象となりません。

都 道 府 県	市 区 町 村	都 道 府 県	市 区 町 村
☐ 日本国内に住所を有していない。		☐ 日本国内に住所を有していない。	

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

【3. 確認事項】(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

- ☐ 専攻科支援金を授業料に充てるとともに、専攻科支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。
- ☐ この申請のために提出した個人情報を、奨学のための給付金事業に活用する場合がありますことを了承します。

学校受付日 年 月 日 (学校において記入。)

大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、高等学校等の専攻科に通う全ての意志ある生徒が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、都道府県が行う高等学校等の専攻科に通う生徒への支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等専攻科の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

- イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期及び修業年限について記入してください
- ロ 過去に高等学校等専攻科に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間及び修業年限について記入してください。
- ハ これまでに専攻科支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等専攻科」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校に置かれる専攻科をいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために専攻科支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって専攻科支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③令和2年4月1日より前に高等学校等専攻科を休学していた期間をいいます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校専攻科（全日制）」、「②高等学校専攻科（定時制）」、「③高等学校専攻科（通信制）」、「④中等教育学校専攻科（後期課程）」、「⑤特別支援学校専攻科（高等部）」の別を記入してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ 【2. 保護者等の収入の状況について】②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の個人番号カードの写し等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、④又は⑤のうちいずれか該当するものを選択してください。

ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】①又は③に該当するときは、保護者等全員の個人番号カードの写し等を添付してください。

ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の個人番号カードの写し等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

イ 都道府県が最新の市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額を個人番号を利用して確認します。

ロ 「個人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。

ハ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ニ 個人番号を利用しての申請には、原則として、地方住民税の申告が必要です。未申告の場合は、市町村役場において申告の上、申請書又は届出書を御提出ください。未申告のまま申請書等が提出され、手続きの途中で未申告であることが判明した場合、専攻科支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

ホ 過去に国公立を問わず高等学校等専攻科を修了したことがある場合には、専攻科支援金の受給資格はありません。また、高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月（特別支援学校専攻科は36月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって、都道府県が必要と認めるものについては、当該修業年限）を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）

ヘ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。

ト 偽りその他不正の手段により専攻科支援金の支給をさせた場合は、大阪府教育長の求めに従いその全額を即時返還していただきます。

チ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、大阪府教育長が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、税務署から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合には専攻科支援金の返納等が発生する可能性があります。

リ 正当な理由がなく大阪府教育長が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、専攻科支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。

ヌ 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、補助の対象となりません。保護者等の全員の最新の所得に関する書類が確認できる場合に限って、対象となります。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。